

JVA REPORT

6

'15 JUNE
NO.170

MAIN REPORTS

- 2015年度新入社員合同研修会 開催報告
- 『映像ソフト市場規模及びユーザー動向調査2014』結果報告
- 2015年度違法対策部会 開催報告

SCIENCE FICTIONS

LOVE STORY

EDUCATION

ANIMATION

ACTION

KIDS

MUSICAL

CONCERT

HOW-TO

TV SHOW

一般社団法人 日本映像ソフト協会 会報



2015年度新入社員合同研修会開催報告	2
『映像ソフト市場規模及びユーザー動向調査2014』結果報告	4
2014年度違法対策活動報告と2015年度の活動方針	7
第343回、344回定例理事会開催報告	8
国際部会開催報告	8
「障害者差別解消法」施行に伴う課題等について	9
マイナンバー制度の開始について	10
第39回JVA懇親ゴルフコンペ開催報告	10
コンテンツ海外流通促進機構	11
NEXT	12
リレーエッセイ⑪⑬	13
日誌に見る協会の動き	13
月間売上統計（3月、4月）	14
2015年度若手・中堅社員合同研修会開催のお知らせ	14

<http://www.jva-net.or.jp/anti-ripping/>



サラリーマン 山崎シゲル

× 日本映像ソフト協会

知っていますか？

アンチリッピングキャンペーン DVDのリッピングは違法です！

2015年度新入社員合同研修会開催報告

社員研修委員会(枇榔浩史委員長 東宝(株))は、本年度4月に正会員社の新入社員の合同研修会を実施すべく、昨年8月より検討を重ねてきたが、この度、4月9日(木)と4月17日(金)の2回に亘って同研修会をJVA会議室において開催した。各日の参加社及び参加人数は以下のとおりだった。

＜実施日及び参加社、参加人数＞

●第1回目：4月9日(木) 13時30分～17時

(株)アニプレックス、(株)NHKエンタープライズ、キングレコード(株)、松竹(株)、東宝(株)、日活(株)、(株)ポニーキャニオンの7社(順不同)、参加人数50名

●第2回目：4月17日(金) 13時30分～17時

ギャガ(株)、(株)KADOKAWA、東映(株)・東映ビデオ(株)、(株)バップ、バンダイビジュアル(株)の6社(順不同)、参加人数49名

両日とも、冒頭に社員研修委員会の枇榔(びろう)委員長(東宝(株))の挨拶があり、後藤専務理事からJVAの紹介があった。続いて、新入社員による参加各社の自社紹介を行ったが、各社各様に、熱意溢れる且つユニークな自社紹介に参加者の緊張も徐々にほぐれた様子だった。続

いて、以下のような内容につき、事務局担当者からの講義があった。

1. 日本の映像ソフト市場規模と近年の市場動向・特徴について・基礎知識となる映像ソフト産業の成り立ちや、今後の市場分析に役立つ市場規模と動向等々について各種統計を提示し解説した。(講師：上田管理部次長兼広報課長)
2. 米国のホームエンタテインメント市場・米国のエンタテインメント市場の特徴や映像配信の現況、近々日本進出予定のNetflixやUltravioletについて解説した。(講師：駒崎業務部次長)
3. コンテンツ産業と著作権・コンテンツ産業と係わりのある著作権について、成り立ちや関連する支分権について、映像コンテンツの著作権を守る様々な方法、JVAの取組みについて解説した。(講師：酒井管理部著作権担当部長)

次に、新入社員を所属会社に関係なくランダムに6つのグループに分け、1グループごとに講義の内容について感想をまとめるグループワークの時間が設けられた。各グループともに活発な意見交換がなされ、最後にグループの代表者が意見をとりまとめ発表を行った。



▲講義に熱心に耳を傾けた



▶各参加会員社、新入社員の皆さんが一堂に会した

社員研修委員会

参加者から回収したアンケートによると、このグループワークでの意見交換が大変有意義であったとする意見が多く、「制作の会社、ディストリビューションの会社、レコード会社、出版社など、その会社の立場によって、ものの見方が違うことに驚いた」「同業他社で話す事により多様多角的な視点の意見を聞き大変刺激を受けた」「時間が短かった、もっと長い時間をとって欲しかった」といった意見が目立った。

その後、両日とも会場を築地1丁目の「Café Serré」

に移し、17時30分から懇親会を開催した。各社人事総務担当者も加わり両日合わせて総勢120名ほどの多くの方々にご参加頂いた。1回目の9日に島谷能成副会長、2回目の17日には桐畑敏春会長も参加され、各社新入社員はもとより人事総務担当者同士の交流もはかられ大盛況のうちに終了した。

社員研修委員会では、今回の反省点なども踏まえ、来年度以降も新入社員合同研修会を継続して実施することとしている。

▶ 講義内容をふり返り、
それぞれの意見を話しあう

▼ グループワークでは
活発な意見交換がなされていた



▼ 懇親会にて枇杷研修委員会委員長の挨拶

▶ 意見交換のあとは、
代表者による発表が行われた



『映像ソフト市場規模及びユーザー動向調査2014』結果報告

統計調査委員会(小野里康雄委員長 (株)ポニーキャニオン)は、デジタル・エンターテインメント・グループ・ジャパン(DEGJ)と合同で、本年1月に実施した『映像ソフト市場規模及びユーザー動向調査』の結果をまとめ、4月28日(火)に記者発表するとともに、ホームページにおいて広報資料を公開した。

2012年までの調査では、ビデオソフト市場(DVDとブルーレイのセル及びレンタル)を対象としてきたが、近年、有料動画視聴環境が急速に整い普及しつつある現状を踏まえ、2013年から、これまでの「ビデオソフト市場」に有料動画配信サービス市場を加え、「映像ソフト市場」として再定義した市場を捉えることとなった。また本年度は、一般調査のサンプル数をこれまでより増やすことで、セル・レンタル・有料動画視聴の関係性をより明確にすることを試みた。

なお、本年度より、一般公開用の広報資料と本報告の内容を差別化し、本報告は基本的に会員社限定とし、会員社以外には有料にて販売することとした。

以下に本年度調査の広報資料より代表的な結果をレポートする。

<調査の概要>

調査対象・・・全国に居住する満16歳～69歳の男女で、インターネット利用者。昨年度同様、一般の人にビデオソフト及び有料動画配信の利用について調査した「一般調査」と有料動画配信利用者のみを対象とした「有料動画配信調査」の二つを行った。

調査時期・・・2015年1月

調査対象期間・・・2014年1月～12月

調査方法・・・インターネットによる調査

回収サンプル・・・「一般調査」：1,500サンプル

「有料動画配信調査」：300サンプル

集計データの補正について・・・本調査はインターネット利用者を対象として実施したため、一般個人におけるデータとして推計するために、「ACR調査」を補正データとして用いた。「ACR調査」の対象者全体が一般の市場全体が一般の市場全体を代表しているとみなして、性年齢別にウェイトを求め、データの補正を行った。

企画分析・・・(株)文化科学研究所

「ACR調査」とは、(株)ビデオリサーチが毎年実施している、媒体接触と消費行動に関するシングルソース調査。

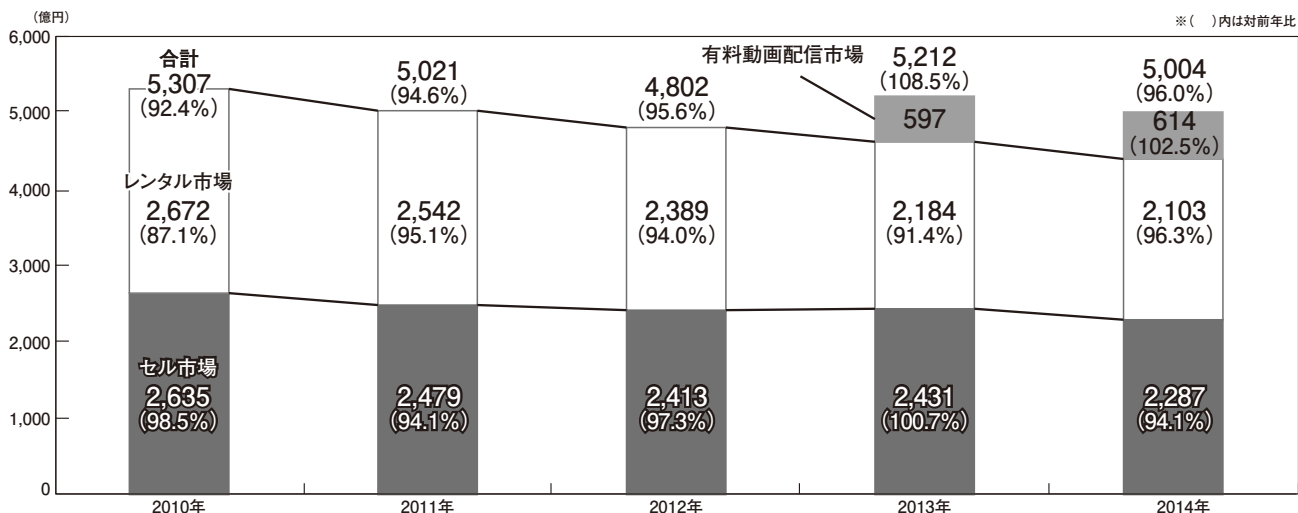
■映像ソフト市場規模について

1. 2014年のビデオソフト(DVDとBD)の市場規模は、4,390億円(前年比95.1%)と推計した。セル市場は2,287億円(前年比94.1%)、レンタル市場は2,103億円(前年比96.3%)となった。

2. 有料動画配信サービス(テレビやパソコン、スマホ、タブレットなどで好きな時に好きな作品を見ることができるVOD及びESTサービス)の市場規模を614億円

と推計した。なお、この推計値は、ユーザーから申告された消費額を基に推計を行っている。また、有料放送局やポータルサイトが付帯しているVODサービスや動画配信サービスの有料プレミアムは含んでいない。

3. 2013年度より推計している映像ソフト市場(セル市場+レンタル市場+有料動画配信市場)の総計は5,004億円(前年比96.0%)と推計した。



<参考>2014年のセル市場とレンタル市場の合計は4,390億円(前年比95.1%)

■ビデオソフトの購入・レンタル及び有料動画配信サービスの利用の動向について

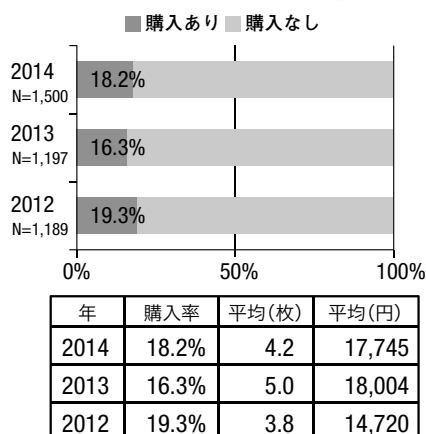
4. ビデオソフトの購入率は18.2%（前年は16.3%）、レンタルの利用率は37.1%（前年は34.6%）と、ともに昨年より率は上昇した。対して有料動画配信サービスの利用率は5.9%とほぼ横ばいとなった。

ビデオソフトの年間平均購入枚数は前年の5.0枚から4.2枚（-0.8枚）に、年間購入金額も18,004円から17,745円（-259円）となり、前年の上昇傾向から反転しライト化が見られる。

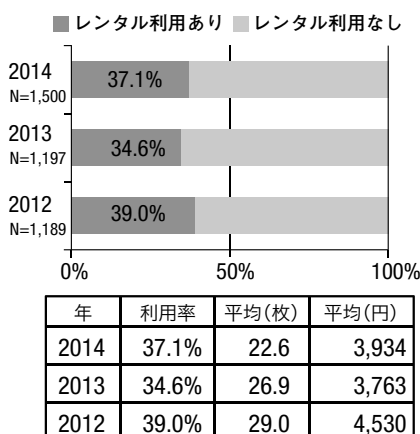
ビデオソフトの年間平均レンタル利用枚数は26.9枚から22.6枚とマイナス4.3枚（前年比84.0%）と昨年に続いて減少している。年間利用金額は3,763円からプラス171円（前年比104.5%）と増加した。1枚当たりの単価が前年の139.9円から174.1円に増加している。

有料動画配信サービスの利用者は、前年の6.3%に比べ、5.9%とほぼ横ばいとなった。

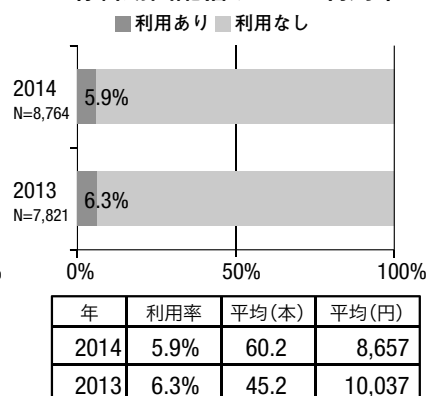
＜ビデオソフトの購入率＞



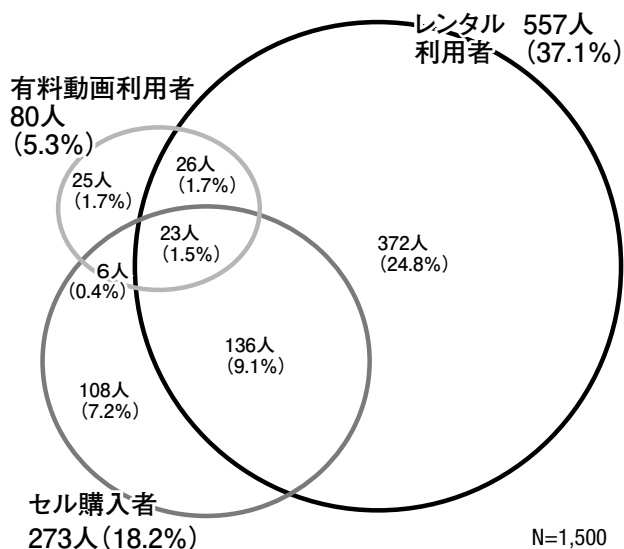
＜ビデオソフトのレンタル利用率＞



＜有料動画配信サービス利用率＞



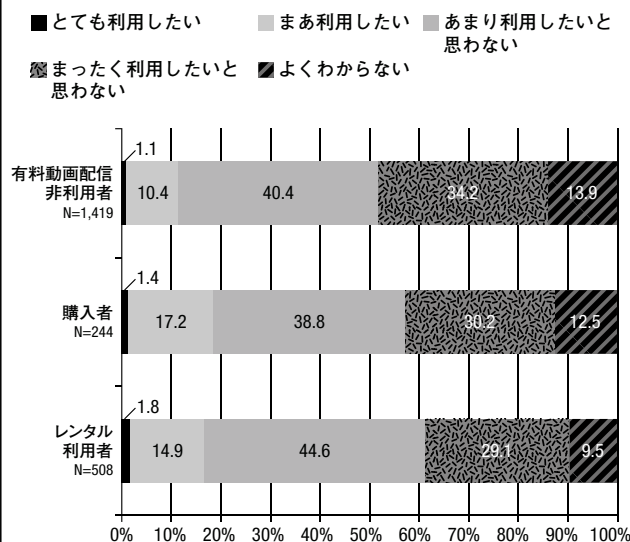
■ビデオソフトの購入者・レンタル利用者及び有料動画配信サービス利用者について



本図の有料動画配信サービス利用者は、一般調査における有料動画配信サービス回答者の利用割合から算出しているため、全員の利用率と異なる。

5. ビデオソフトのセル購入者・レンタル利用者と有料動画配信サービス利用者の関係をみると、レンタル利用者との重なりで3.2%、セル購入者との重なりは1.9%にとどまっている。また、有料動画配信サービスのみ利用者は1.7%と、映像ソフト利用者の利用率を押し上げるほどには至っていない。

■有料動画配信サービスの利用意向、非利用理由について



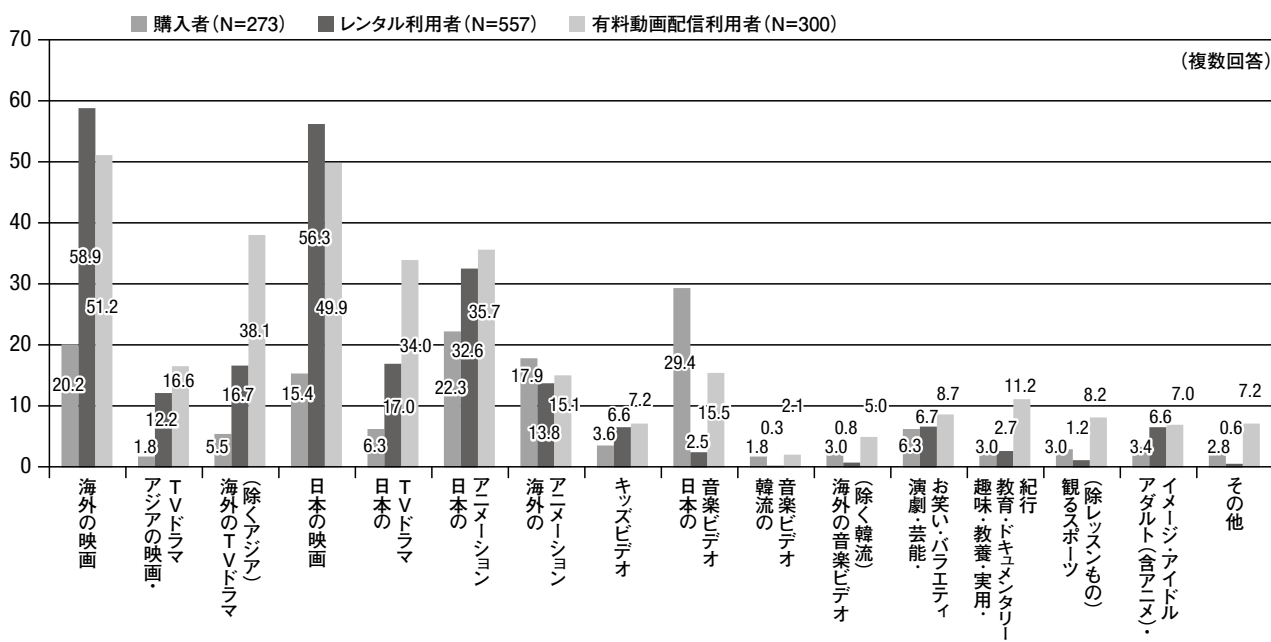
6. ビデオソフトの購入者のうち18.6%、レンタル利用者の16.7%が、有料動画配信サービスを利用したいと考え、有料動画配信非利用者の利用意向11.5%を上回っているが、購入者の69.0%、レンタル利用者の73.7%が、有料動画配信サービスを「あまり利用したいとは思わない」「まったく利用したいと思わない」としており、ビデオソフトのユーザー層の構造が有料動画配信サービスによって大幅に変動する様子は見られない。

■購入、レンタル、有料動画配信の利用者の視聴ジャンル

7. 購入、レンタル、有料動画配信によって利用ジャンルに特徴がある。

ビデオソフト購入者で目立つのは「日本の音楽ビデオ」の購入率の高さ（29.4%）だが、レンタル利用者では「海外の映画」（58.9%）、「日本の映画」（56.3%）などが目立つ。一方、有料動画配信サービス利用者ではレンタル同様「海外の映画」（51.2%）

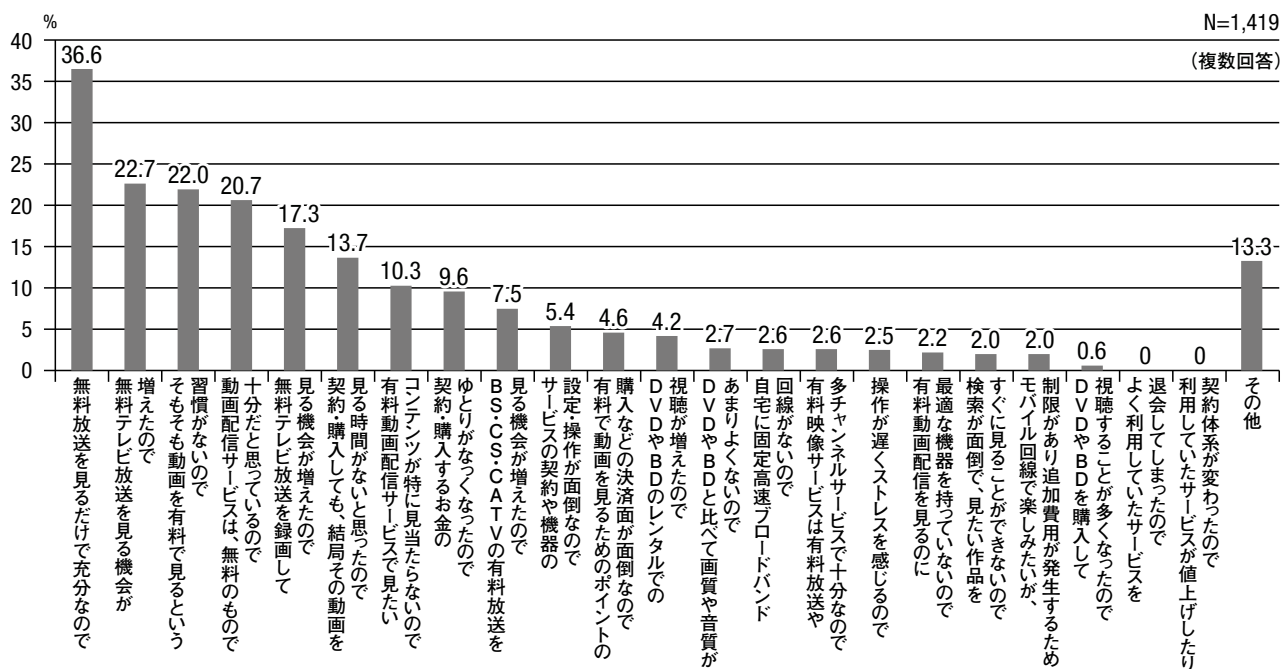
や「日本の映画」（49.9%）が高いが、「海外のテレビドラマ（アジアを除く）」（38.1%）、「日本のテレビドラマ」（34.0%）、「日本のアニメーション」（35.7%）、「趣味・教養・実用・教育・ドキュメンタリー・紀行」（11.2%）、「観るスポーツ（レッスンものを除く）」（8.2%）などが購入者やレンタル利用者よりポイントが高くなっている。



■有料動画配信非利用者の非利用理由

8. 有料動画配信を利用していない非利用者に対し利用しない理由を聞いたところ、「無料放送を見るだけで十分なので」（36.6%）、「無料テレビ放送を見る機会が増えたので」（22.7%）、「そもそも動画を有

料で見るという習慣がない」（22.0%）、「動画配信サービスは、無料のもので十分だと思っているので」（20.7%）などが上位にあげられ、「無料」と「有料」の間の高い壁を感じさせる結果となった。



2014 年度違法対策活動報告と 2015 年度の活動方針

4月6日（月）午後4時から当協会会議室において違法対策部会が開催された。当日は、違法対策部会部会長の太谷信義理事（松竹㈱代表取締役会長）をはじめ、各社の委員の他、日頃から違法対策活動に取り組んでいただいている各地区連絡協議会の幹事の方々にもご出席いただき、2014年度の活動実績の報告と、2015年の活動方針が次のように承認された。

◇2014年度 活動実績

1. 調査・警告活動

2014年度は、1都1道2府44県のレンタル店965店について、調査活動を実施した。その結果、廃業等627店を除く338店中、海賊版DVD所持1件（所持枚数1,907枚、回収枚数1,907枚）、セル用DVDのレンタル転用60件の違法行為を確認した。違法行為確認率は18%（昨年度26%）だった。

刑事告訴に関しては、21事件（昨年度44件）が検挙され、告訴状35件（昨年度68件）が受理された（表1）。

また、11月13日に中部地区連絡協議会主催「バス事業者キャンペーン」を実施し、愛知県、岐阜県のバス事業者に対して、業務用ソフト使用促進を目的としたキャンペーンを実施した。

2. インターネット関連

●ファイル共有ソフト等を使用した著作権法違反事件全国一斉集中取締り

全国の38府県警察は、ファイル共有ソフト等を通じた、映画、音楽、アニメ、ゲーム、ビジネスソフトなどの著作権法違反事件について、平成27年2月17日から19日までの間に一斉集中取締りを実施し、全国で133箇所を捜索、40人を検挙（2月20日午後9時現在）した。JVAはそのうち、5県における取締りに協力し、7件の告訴状がそれぞれ受理されている。ファイル共有ソフトを使用した著作権法違反の一斉取締りは、平成21年から実施され、今回が6回目となる。このように、同種事犯の効果的な取締りが今後も全国規模で継続され、また一層推進されることが期待されている。

●動画共有サイト「FC2動画」における無許諾アップロード者検挙の増加

2013年度、動画共有サイト「FC2動画」のサービスを悪

用し、インターネット上で不特定多数の者が映画作品をダウンロードできる状態にしていたものを検挙した事例と共に、同種事件に係わる各警察からの問い合わせや鑑定の依頼は増加傾向にあることから、サイバースペースにおける取締りの範囲として、FC2動画が“ポストP2P”候補の一つとなる可能性がある旨を報告した。

2014年度は、同種の3事件が検挙され、8件の告訴状が受理された。P2P悪用者を対象とした警察による継続的且つ効果的な取締り等の結果として利用者そのものが減少傾向にあるが、FC2動画の悪用者を対象とした取締りもこの後同様に実施されていくものと予想される。

3. 広報・啓発活動

●神奈川県警察本部等が摘発した、ネット上で「リッピングソフト」を提供した不正競争防止法違反事件を端緒として、当協会は「アンチリッピングキャンペーン」を展開し、ネットユーザーを中心に「映像ソフトのリッピング」の違法性を訴えた。

●不正商品対策協議会などを実施したイベントやポスターコンクールなどの企画に参加し、広報・啓発活動に取り組んだ。

◇2015年度 活動方針

2014年のレンタル店調査では、TSUTAYA、GEOの影響を受けて、一般店の数は、全国400店台に減少した。これに伴い違法店も減少傾向にあるものの、特定の地域においては、健全な営業を行う一般店の隣で平然と違法行為を行う悪質店が存在し、この影響で廃業を余儀なくされた正常店も現認されている。このような悪質店に対して今年度は、民事訴訟による法的措置を講じていく必要がある。一方インターネット関連では、2014年度も全国の警察署から協力要請があり、その侵害行為は後を絶たない。このような状況下の元、本年度は、「ファイル共有ソフトを悪用した公衆送信権侵害」「インターネット販売、オークションによる海賊版の売買」「レンタル店による海賊版レンタル、セル用DVDのレンタル転用」などの侵害行為を中心に対応していくこととした。

表1. 刑事告訴・摘発活動

No.	告訴日	取扱警察署	告訴会社	違法内容	P2P等種別	No.	告訴日	取扱警察署	告訴会社	違法内容	P2P等種別
1	2014 4/1	愛知県 昭和警察署	NBC ユニバーサル	公衆送信権	Share	12	2014 12/2	佐賀県 白石警察署	バンダイビジュアル	公衆送信権	Share
2	2014 5/8	滋賀県 大津警察署	アニプレックス	公衆送信権	Share	13	2014 12/3	愛知県 中村警察署	NBCユニバーサル	公衆送信権	Share
3	2014 5/9	栃木県 鹿沼警察署	アニプレックス	公衆送信権	Share	14	2014 12/8	栃木県 宇都宮南警察署	松竹・バップ	公衆送信権	Perfect Dark
4	2014 5/19	大分県 大分中央警察署	ボニーキャニオン	公衆送信権	Cabos	15	2014 12/25	栃木県 真岡警察署	ショウゲート・ バンダイビジュアル・ ボニーキャニオン	公衆送信権	FC2動画
5	2014 5/19	神奈川県 南警察署	キングレコード	公衆送信権	Share	16	2015 2/10	群馬県 桐生警察署	バップ	公衆送信権	Share
6	2014 6/3	沖縄県 那覇警察署	東映・東映京都スタジオ・ バップ・ハビネット	公衆送信権	FC2動画	17	2015 2/20	滋賀県 近江八幡警察署	アニプレックス	公衆送信権	Share
7	2014 6/5	茨城県 高萩警察署	バンダイビジュアル	公衆送信権	動画共有サイト	18	2015 2/23	鹿児島県 鹿屋警察署	キングレコード・ バンダイビジュアル	公衆送信権	Share
8	2014 7/15	新潟県 秋葉警察署	ボニーキャニオン	公衆送信権	Share	19	2015 3/20	山口県 山口警察署	キングレコード	公衆送信権	FC2動画
9	2014 7/24	愛知県 小牧警察署	バンダイビジュアル	公衆送信権	Share	20	2015 3/23	香川県 観音寺警察署	東宝・ ボニーキャニオン	公衆送信権	Perfect Dark
10	2014 8/11	群馬県 沼田警察署	アニプレックス・ NBCユニバーサル・ キングレコード	公衆送信権	Share	21	2015 3/23	佐賀県 伊万里警察署	アニプレックス・NBCユニバーサル・ バンダイビジュアル・ ボニーキャニオン	公衆送信権	Share
11	2014 10/30	神奈川県 加賀町警察署	バンダイビジュアル	公衆送信権	Share						

第343回、344回定例理事会開催報告

第343回定例理事会は、2015年4月7日（火）午後2時から当協会会議室において開催された。議事の要旨は次のとおり。

●決議事項

- 第1号議案 「第23回ブロードバンド特別講演会」に対する
共催名義使用承認の件・・・承認
- 第2号議案 平成27年度「青少年の非行・被害防止全国
強調月間」協賛依頼承認の件・・・承認
- 第3号議案 「Connected Media Tokyo 2015」（旧名称：
IMC Tokyo）後援名義使用承認の件・・・承認

●報告事項

1. 各部会報告について
2. 正会員の名義変更について
3. 正会員代表者変更の件
4. 「映像ソフト市場規模及びユーザー動向調査2014」
について
5. マイナンバー制の導入について（経産省周知依頼）
6. 障害者差別解消法について
7. 2015年2月度ビデオソフト売上速報について
8. 2015年2月度映像配信統報告について
9. その他

第344回定例理事会は、2015年5月2日（火）午後2時から当協会会議室において開催された。議事の要旨は次のとおり。

●決議事項

- 第1号議案 2014年度事業報告書（案）承認の件・・・承認
- 第2号議案 2014年度計算書類（貸借対照表及び正味財産
増減計算書）及び同附属明細書（案）承認の
件・・・承認
- 第3号議案 第28回東京国際映画祭に対する後援及び後
援名義使用承認の件・・・承認
- 第4号議案 「MPTE AWARDS 2015」に対する後援名義
使用承認の件・・・承認
- 第5号議案 「CEATEC JAPAN 2015」に対する協賛名義
使用承認の件・・・承認
- 第6号議案 役員候補者（案）承認の件・・・承認
- 第7号議案 2015年度通常総会開催の件・・・承認
- 第8号議案 2015年度昇給（案）承認の件・・・承認
- 第9号議案 2015年度上期賞与支給（案）承認の件・・・承認

●報告事項

1. 各部会・委員会報告について
2. 2015年3月度ビデオソフト売上速報について
3. 2015年3月度映像配信統報告について
4. その他

国際部会

国際部会開催報告

2015年度国際部会会議が、4月28日（火）午後2時から開催された。川城和実部会長（バンダイビジュアル(株) 代表取締役社長）の挨拶を皮切りに、昨年度における活動内容や海外マーケットの現況等についての報告が各委員からなされ、それらについて活発な意見が交わされた。

また、事務局からは「地域経済活性化に資する放送コンテンツ等海外展開支援事業費補助金」（J-LOP+）について報告した。「コンテンツ海外展開等促進事業」（J-LOP）は、2015年4月より「地域経済活性化に資する放送コンテンツ等海外展開支援事業費補助金」（J-LOP+）として事業を継続することとなった。日本コンテンツの字幕・吹き替え等の現地化及び国際見本市への出展や広告出稿等のプロモーションに対する補助を行い、日本のコンテンツの海外展開を支援する趣旨こそ共通だが、地域経済活性化に資する事業をより手厚く補助するという特徴がJ-LOP+で新たに付与された。地方発コンテンツの海外発信を強化することで、コンテンツを活

用した日本の製品やサービスのPR、また観光誘致等を通じた地域活性化につながる事が今後期待される。

他にも、オブザーバーとして出席したコンテンツ海外流通促進機構事務局から、同機構の活動に係わる以下のトピックスにつきそれぞれ詳細な報告があった。

- 東アジア地域における共同エンフォースメントの実績
- 海外動画共有サイトを対象とした違法配信対策としての
削除要請および正規流通促進を図るビジネスマッチング
の実施
- トレーニングセミナーを通じた現地取締機関との連携
- 国内外の政府機関や関連機関との連携
- 啓発イベントの実施

併せて、マンガ・アニメ海賊版対策としての「Manga-Anime Guardians (MAG) プロジェクトの活動紹介、またオンライン侵害対策に係わる別の切り口として、広告出稿の停止や口座凍結、検索結果表示抑制等のいわゆる周辺対策の実施についても紹介された。

「障害者差別解消法」施行に伴う課題等について

2016年4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」）が施行される。同法は「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的」（1条）とする法律である。その骨子は以下のとおりである。

1. 障害を理由とする差別的取扱いの禁止

同法の目的を達成するため、行政機関等及び事業者に対し「その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。」（同法7条1項、8条1項は下線部分を除く）としている。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）では、禁止される「不当な差別的取扱い」とは「正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害すること」をいうとしている。

2. 合理的配慮

同法では、障害者から「社会的障壁の除去を必要とする旨の意思表示」があった場合、その実施に伴う負担が過重ではないときは、行政機関等は「社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮」を行うことを義務付け（同法7条2項）、事業者に対しては「必要かつ合理的な配慮」を行うよう努めなければならない旨を定めている（同法8条2項）。

	不当な差別的扱い	合理的配慮
行政機関等	禁止	法的義務
事業者		努力義務

I. 合理的配慮義務の発生要件

(1) 社会的障壁の存在

「社会的障壁」とは「日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」（同法2条2号）。内閣府のリーフレット「障害者差別解消法が制定されました」では、社会的障壁について以下のものを例示している。

事物	通行、利用しにくい施設、設備など
制度	利用しにくい制度など
慣行	障害のある方の存在を意識していない慣行、文化など
観念	障害のある方への偏見など

※当協会では「障がい」の表記を「障害」としている。本文中で引用にあたる部分については「障害」の表記を使用している。

(2) 障害者からの意思表示

第2の要件は、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合」であることである。本人が自ら意思表示することが困難な場合、家族等が本人を補佐して意思表示することもできる。

(3) 負担が過重でないこと

第3の要件は、社会的障壁除去の「実施に伴う負担が過重でない」ことである。

「基本方針」では、「個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要」とし、その要素は以下のとおり。

- ・事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- ・実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- ・費用・負担の程度
- ・事務・事業規模及び財政・財務状況」をあげている。

以上3要件を充足すると、合理的配慮義務が発生する。

II. 合理的配慮の内容

「基本方針」では次の例を挙げている。

- ・車椅子利用者のために段差に携帯スロープを渡す、高い所に陳列された商品を取って渡すなどの物理的環境への配慮
- ・筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション、分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮
- ・障害の特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更

III. 合理的配慮義務違反の効果

主務大臣は、特に必要と認めたときは、事業者に報告を求め、助言、指導、勧告ができる（12条）とされている。「基本方針」では、「事業者による自主的な取組のみによっては、その適切な履行が確保され」ない場合が示されている。

ビデオソフトに関連して合理的配慮が求められる可能性があるのは、映像ソフトの聴覚障害者向けの日本語字幕や視覚障害者向けの音声ガイドの問題であろう。日本語字幕付ビデオソフト作品は増えてきており、また、メディア・アクセス・サポートセンターが市販ビデオやレンタルビデオに日本語字幕等を同期させて視聴する方法と日本語字幕が音声ガイドデータを提供している。しかしながら、依然、日本語字幕等が提供されていない作品があるのも事実である。

折しも、全国聴覚障害者情報提供施設協議会から著作権法38条5項に関する協議申入れがあった。「障害者差別解消法」と「著作権法38条5項の趣旨を踏まえて協議に臨むことになる。

マイナンバー制度の開始について

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」が2016年1月1日に施行される。このため、住民票を有する全員に固有の番号（マイナンバー）が付番されるとともに、番号を記載したカードが、2015年10月以降、個別に配布される。マイナンバーは、税・社会保障・災害対策の行政手続きで利用されるようになっており、具体的には、税務関係、社会保障関係の書類においてマイナンバーの記入が求められる。したがって事業者においては、従業員等からマイナンバーの提供を受け、適切に管理しておく必要がある。

その際、マイナンバーをその内容に含む特定個人情報、個人情報の中でも特に厳しい管理が要求されており、事業者においても組織体制、区域管理、アクセスの制御等の安全管理措置を講じることが求められる。その準備については、以下のフローに従って事業者において計画的に進めていくことが必要となっている。

●マイナンバー制度対応に向けた事業者の作業項目（案）

- 1 対応が必要となる税・社会保障に係わる事務の特定及び業務フローの検討
- 2 必要な情報システム等の改修
- 3 マイナンバー取扱規程などの規定類の整備
※マイナンバーの取扱いに関する基本方針、取扱規程等
- 4 従業員及びその扶養家族のマイナンバーの把握
- 5 把握したマイナンバーに対する安全管理措置の実施
※組織体制、担当者の監督、管理区域、漏えい防止、アクセス制御等
※なお、従業員数が100人以下の事業者は、特例として、必要な安全管理措置を比較的簡便なものとしてもよいこととなっている
※従業員に対して、通知カードを適切に管理すること等の周知・教育も必要
- 6 税・社会保障に係わる書類へのマイナンバーの記載
※報酬等に係わる支払調書、源泉徴収票、社会保障関係手続等

●事業者における対応スケジュール（案）

- ・2015年10月まで 制度開始に向けた準備（社内規定の見直し、システム対応、安全管理措置 等）
- ・2015年10月～12月 従業員等の番号取得開始可能
- ・2016年1月～ マイナンバー制度開始（申請書・申告書・調書等への記載開始）

●参考

＜マイナンバーの制度の詳細についての説明：事業者向け＞

- ① マイナンバー社会保障・税番号制度 概要資料（28ページ）
（マイナンバー制度概要の説明）
URL: http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/h2702_gaiyou_siryou.pdf
- ② 番号制度導入によるメリット（9ページ）
URL: <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/250301merit.pdf>
- ③ 法人編 マイナンバー制度が、はじまるとどうなるの？（Web ページ）
URL: <http://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/mynumber/corp/>

＜マイナンバー制度に向けた事業者の対応の説明＞

- ④ マイナンバー社会保障・税番号制度 民間事業者の対応（平成27年2月版）
（32ページ）（マイナンバー制度概要、マイナンバー対応が必要となる具体的な税務・社会保障制度の説明）
URL: http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/koho_h2702.pdf
- ⑤ マイナンバー社会保障・税番号制度 民間事業者の対応【説明文入り】
（平成27年2月版）（32ページ）（⑥の解説版）
URL: http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/koho_setumei_h2702.pdf

●お問合せ先

マイナンバーコールセンター

0570-20-0178（全国共通ナビダイヤル）

受付時間：平日 9 時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）

イベント

第39回 JVA懇親ゴルフコンペ開催報告

去る4月22日（水）、千葉県香取郡の成田ハイッリーゴルフ倶楽部において、毎年恒例のJVA懇親ゴルフコンペが開催された。当日は天候にも恵まれ、春のさわやかな気候の中、会員参加者38名が日頃の腕前を競い合った。

優勝は、東映ビデオ(株)代表取締役社長の間宮登良松氏で、グロス97、ハンディキャップ22.8、ネット74.2の素晴らしい成績だった。準優勝は(株)よしもとアールアンドシーの橋爪健康氏、3位は東映ビデオ(株)の日達長夫氏となった。また、ベストスコア（グロス89）の3名の中で年齢ジャッジにより準優勝の橋爪氏が見事獲得した。

プレー終了後の懇親会では互いの健闘をたたえ合い、和やかな雰囲気のもと散会となった。



▲優勝トロフィーを桐畑会長から授与される間宮氏（左）

中国文化部によるインターネット上のアニメ作品の規制強化について

2015年4月ごろより、各メディアにおいて「中国のインターネット上の日本アニメが規制される」というニュースが度々報道されている。

これは、中国文化部が2015年3月31日付でホームページ上（http://www.mcprc.gov.cn/whzx/whyw/201503/t20150331_439865.html・写真）で、「第23回違法・規定違反インターネット文化活動調査・処分リスト」を発表したことによる。

このリストでは、文化部が組織した「ネットワーク関連法律執行中核チーム」が、インターネット上を調査した結果、土豆(Tudou)、優酷(Youku)、愛奇艺(iQiyi)、楽視(LeTV)、搜狐(Sohu)、酷米(Kumi)、騰訊視頻(QQ)などの動画共有サイトにおいて、未成年者の犯罪、暴力、ポルノ、テロ行為を誘発し、社会道徳を損なう内容を含むアニメコンテンツを配信した疑いがあるとして、処分対象とするとともに、その対象となるアニメコンテンツを特定している。なお、文化部は以前にも同様の規制強化を行い、19の動画共有サイトを調査・処分しており、今回のリスト公表はそれらを継続・拡大したものであるとの見方が一般的である。

今回、処分の対象となったアニメは、①暴力・テロなどの内容を含むもの、②大量の血など残虐な内容を含むもの、③ポルノなどわいせつな内容を含むもの、3タイプに分類され、それぞれ具体的な日本のアニメ作品3タイトルが例示されている。また、世界的人気を誇る日本の有名アニメ作品などが今後規制されるなどの報道もまことしやかに流れている。

今後文化部は、動画共有サイトの責任者を対象とした「特別研修」を実施し、これまでの違反案件を紹介した上で、動画共有サイト側に自主規制を求める考えだ。今回の処分についての処罰も公表されるほか、違反した企業は「ブラックリスト」に掲載されるなど、かなり厳しい対応方針が発表されている。

CODA北京センターが行った調査では、今回の規制は文化部が正式に通達を發布したものではなく、文化部から指示を受けた各地の執法総隊が、個別に地域の動画共有サイトに削除などの指示を出していることを確認している。

CODAが経済産業省メディア・コンテンツ課とともに文化部などを直接訪問して行った調査では、今後アニメ作品について、基本的には「インターネット文化管理暫定規定」および「インターネット視聴番組サービス管理規定」に基づき、配信の可否が判断されるとしている。また、大手動画共有サイト事業者らによると、執法総隊からは、それぞれアニメ作品名が掲載された「ショートリスト」と「ロングリスト」が提供されており、ショートリスト掲載

作品については直ちに削除が求められているが、ロングリスト掲載作品については、今後上記2規定に照らして判断されるとのことである。なお、文化部はこのリストの存在を否定しているため、出どころや具体的内容を確認することはできない。

CODAでは2009年度より、中国、韓国の動画共有サイトに対し、無許諾アップロードされた日本コンテンツ動画の削除要請通知をコンテンツホルダーの意思に基づき各サイト事業者へ送付し、違法コンテンツの排除活動を行っている。そしてこの活動では、ほぼ100%の削除実績を維持している。

一方で、動画共有サイトの事業者とも協議を重ね、2011年、2012年には、中国大手動画共有サイト5社と知的財産保護に係わる覚書を締結したほか、中国動画共有サイト事業者と日本のコンテンツホルダーとの間でビジネスマッチングを複数回開催するなど、正規コンテンツの流通促進についても積極的に支援している。

中国においては、これまでもセンサーシップ制度の基準及び運用が不透明であること、海外の映画やテレビ番組などには上映本数や放送時間の制限が設定されているなど、日本のコンテンツホルダーにとって、ビジネスの障壁となる規制が存在していることが問題視されてきた。

そして今回、これらの規制が比較的緩いといわれていたオンラインビジネスにおいて規制が事実上強化されたこと、またその内容が不透明な形で当該規制が実施されたことによって、海賊版対策の最も有効な手段である正規ビジネス促進の流れに水を差し、日本のコンテンツホルダー及び中国動画共有サイトがビジネスを躊躇する事態を招いたことを憂慮している。

CODAでは引き続き、北京センターを通じて文化部や動画共有サイト等の関係者から情報を収集し、正確な状況の把握に努める。
(CODA事務局)

▼中国公式サイト上のプレスリリース



「Netflixについて 再々考」

JVA業務部次長 駒崎武一

2015年2月5日、Netflixが秋に日本でのサービスを開始すると発表したことから、Netflixに対する関心がにわかに高まってきました。そこで、このコラムでは3度目となりますが、Netflixの歴史と現状をまとめてみましょう。

Netflixは、1997年に設立され、1999年に月額定額制のDVDオンラインレンタルサービスを開始しました。2007年にはDVDレンタルの無料追加サービス「Watch Instantly」というストリーミング・ビデオ・サービスを開始しました。2009年からは、ストリーミング・ビデオのみの会費も設定され、DVDレンタル会員からもストリーミング・ビデオの利用会費を徴収するようになりました。2011年9月には、ついにDVDレンタル事業を分離し、別会社Qwiksterを設立、Netflixはストリーミング・ビデオ専業となりました。しかし、この分社化は実質的な会費値上げと会員登録の二重化となり、会員の強い反発を受け81万人の会員減をもたらすことになりました。結局、僅か1ヶ月足らずでQwiksterは解消され、DVDレンタルもNetflixに統合され、今日に至っています。

Netflixの海外展開は、2010年にカナダで、2011年9月に中南米の43ヶ国で、それぞれストリーミング・ビデオサービスで開始されました。その後、2012年に英国やアイルランド、北欧4ヶ国、2013年にオランダ、2014年にドイツ、フランス等6ヶ国、2015年3月にオーストラリア、ニュージーランドでサービスを開始しています。

2015年3月末の有料ストリーミング会員数は5,962万人で、内4,032万人が国内、1,930万人が海外となっています。DVDレンタルは米国国内のみサービスを提供しており、会員数は550万人となっています。

Netflixでは、米国以外の会員数や収入などを国別には発表していませんが、SNL Kaganが各国別の会員数を推計しています。これによると最も会員数が多いのは最初にサービスを開始したカナダで350万人強、次いで英国の350万人、ブラジルの約225万人、メキシコの約125万人、オランダの約80万人の順としています。米国内では大きな収益を上げるNetflixですが、海外市場ではこれまで一度も収益を上げたことはなく、赤字が続いています。2014年の赤字は1億5,980万ドルで、2015年第1四半期も6500万ドルの赤字で、第2四半期の見通しとしても1億100万ドルの赤字が見込まれています。赤字を見込んでいる原因は、2015年3月にサービスを開始したオーストラリアとニュージーランドでの初期投資などが考えられます。更に、今年秋に日本でサービスを開始すれば、2015年通年でも大きな赤字となることが予想されます。

Netflixの進出は、それぞれの国でどのようにとらえられているのか、2012年にサービスが開始された英国と今年3月にサービスが開始されたばかりのオーストラリアの状況を見てみましょう。英国では、Netflixがサービスを開始する前からBBCの「iPlayer」やChannel 4の「4oD」などのテレビの無料見逃し配信サービスが提供されており、人気を得ていました。また、Amazonが買収したLovefilmは、Netflixと同じオンライン

DVDレンタルサービスとストリーミング・ビデオ・サービスを提供していましたが、その後、「Amazon Prime Instant Video」と名称を変え、米国同様Prime serviceの一つとなっています。NetflixとAmazon Prime Instant Videoでは、Netflixの方が評価が高いのも米国同様のようです。Netflixの進出により有料テレビサービスに影響が及んでいるかに関しては、「BskyB」を運営するSkyでは、ほとんど影響はないと語っており、事実、有料テレビサービスの加入者は昨年1年間で90万人増加しています。Netflixの進出を前にSkyでは、新しいサービスの検討を開始しており、その効果もあったようです。ストリーミングサービスでは、「Now TV」というストリーミングビデオサービスも開始しており、BskyBに加入しなくてもRokuなどの対応機器を用いてスポーツのライブ放送などを視聴できるもので、最近のプレミアリーグのリバプール戦では4万人がワンデイパスを購入したそうです。映画のデジタル販売も「Sky Store」で行っており、デジタルで購入するとバックアップとしてDVDを後日郵送する「Buy and Keep」は、サービス開始から1年間で50万人以上が利用しているとのこと。映画『Gone Girl』では、英国のデジタル販売の30%以上を「Buy and Keep」が占めたとしています。

逆にオーストラリアでは、ケーブルサービスのFoxtelが影響を受け始めているようです。オーストラリアのブログサイト「Pocketbook」が、昨年7月からオーストラリアのNetflix利用者の動向を調査した結果をまとめています。この調査によると、Netflixの加入者数は、Foxtelの有料ビデオサービス加入者数を抜いて、トップになったとしています。実は、オーストラリアでは正式なサービス開始以前からVPN (Virtual Private Network) を利用してNetflixに加入している人が、有料ビデオサービス利用者の24%程度いたと考えられています。これに3月末の正式サービスで加入した人を加えると39%となり、Foxtelの38%を抜いたということになりました。FoxtelでもSeven West Mediaと合併で「Presto TV」というストリーミング・ビデオ・サービスを開始していますが、1%程度のシェアに留まっており、Nine EntertainmentとFairfaxMediaの合併サービス、「Stan」の7%にも遠く及ばない状況となっています。オーストラリアでは、VPNを利用したNetflix利用者数には、余り大きな変化がないことからこの増加は、これまでNetflixを利用していなかった人たちによるものと考えて良いようです。

英国とオーストラリアという、同じ英語圏でもNetflixの展開には、異なる面を見せているようです。この背景には地上波の無料放送の環境やケーブルや衛星放送などMVPD (Multichannel Video Programming Distributors: CATVや衛星テレビなどの有料放送) の環境、そして何よりNetflixというサービスがどのようなものを理解して、そのサービスを待ち望んでいる人がどれだけいるかという要因があるのではないかと考えられます。



リレーエッセイ

113

(株)ポニーキャニオン 清水隆浩氏からのご紹介

●田中 勇氏 (キングレコード(株)執行役員 ライツ事業本部長兼映像制作部長)

「日帰り日光」

先月、GW中の5月1日に何十年振りかで家内と「日光」に日帰りで行ってきました。どうして日光なのか理由はいくつか有るのですが、一番は我が地元JR浦和駅に相互乗り入れで東武線の特急スペーシア号が1日に4往復、合計8本だけですが停車するのです。JR新宿発で池袋～浦和～大宮～栃木～東武日光という経路で浦和からは90分弱。昼の12時過ぎに東武日光に着いて先ずは駅構内の案内所に直行。

日光の代名詞! 東照宮への行き方を教わりほぼ目の前から循環路線の“世界遺産めぐりバス”でわずか10分、さらに表参道を数分歩けば東照宮入口です。門前に立つと心地よい緊張感に包まれ不思議な安らぎを覚えました。

1200年以上前に勝道上人が開いたと言われる日光(日光山)は、日本有数のパワースポットであり、今年は「日光東照宮400年式年祭」という節目の年だそうです。もしかして“良い力”を授かったかな。そして、ここ最近わかったようですが、さっき歩いて来た東照宮入口前の表参道の海拔は何と634mだそうである東京スカイツリーと同じ高さなんです。確かスカイツリーの施主は東武グループだったような・・・いい宣伝だな～。

少しすると真っ白なシートに被われた「陽明門」が見えてきました。思わず“えっ～!? そりゃないよ”です。聞けば平成の大修理中であと数年はこの状態だそうです。陽明門をくぐればいよいよ東照宮です。江戸幕府初代将軍、徳川家康の分霊が祀られているわけですが、それにしてもそれぞれ建造物の豪華絢爛な美しさは圧巻で素晴らしいといえませんが、また、各建物には多様な動物の木彫像です。

代表的な「眠り猫」「見ざる言わざる聞かざる」の三猿の他にも鳥や馬の彫刻が至る所に有ります。何処となくいずれも“のんびり”した格好に見えますが、実はこれらは家康が築いた戦のない平和な世の象徴で、つまり居眠りするぐらい平和だということを表しているそうです。それにしても頂上に有る奥宮まで200段弱の石段の辛かったこと。国宝であり世界遺産の数々よりもこの石段の記憶の方が鮮明とは情けない限りです。

東照宮の次は少し離れた「大猷院」(たいゆういん)です。ご存知でしょうか? 実は私は名前は知らず存在すら知りませんでした。江戸幕府三代将軍・徳川家光の廟所でこちらも国宝、重要文化財が多数有ります。ただ、偉大な祖父である家康公(東照宮)を凌いではならないという家光の遺言により派手さを抑えた金と黒を基調とした重厚な造りなんです。これが実にいいです。周りは緑が深く神秘的で尚且つ静かなので落ち着くこと請け合いです。

大猷院と東照宮の間は「二荒山神社」です。正面の鳥居を入ってすぐ右側に大きな杉のご神木が有るのですが、この杉に檜(なら)の宿り木があり「杉と檜が一緒」=「好きなら一緒」という語呂合わせで恋愛にご利益があると言われています。カップルは是非とも記念撮影を!

腕時計を見ればまだ15時30分でした。ただ、東照宮～大猷院～二荒山神社と結構アップダウンがきつかったので私も家内も疲れしました。同時に久しぶりの日光に十分満足しました。「もう、帰る? うん。」

来た時と同じ“世界遺産めぐりバス”で駅まで戻り、16時39分東武日光発・特急スペーシア号に乗り込みました。「日帰り日光」お薦めです!

▼日誌に見る協会の動き

【4月】	15日 ACA企画広報部会	【5月】	28日 法制度委員会
6日 統計調査委員会	17日 2015年度新入社員合同研修会 (第2回目)	8日 著作権部会	業務部会幹事会
違法対策部会	20日 広報委員会	12日 定例理事会	
7日 定例理事会	22日 JVA懇親ゴルフ大会	13日 ユーザー動向調査会員社説明会	
8日 マーケティング委員会	23日 業務部会幹事会	マーケティング委員会	
9日 2015年度新入社員合同研修会 (第1回目)	24日 社員研修委員会	15日 業務使用対策委員会	
10日 業務使用対策委員会	28日 国際部会	20日 総合連絡委員会	
14日 総合連絡委員会	ユーザー動向調査記者発表	関西地区連絡協議会定例会議	
		22日 消費者委員会	

統計

2015年3月度

(金額：百万円 数量：千枚)

	3 月 実 績								1 月 ～ 3 月 の 累 計								
	金 額	構成比	前年 同月比	数 量	構成比	前年 同月比	新作数	前年 同月比	売上金額の 増減社数	金 額	構成比	前年 同期比	数 量	構成比	前年 同期比	新作数	前年 同期比
販売用	7,984	62.3%	82.9%	2,554	53.4%	71.6%	536	91.2%	増 減 11社 18社 その他 2社	20,468	61.9%	92.5%	6,181	49.1%	80.7%	1,348	95.9%
レンタル店用	4,672	36.5%	90.6%	2,186	45.7%	96.3%	484	75.6%		12,287	37.2%	85.3%	6,234	49.6%	95.8%	1,317	80.9%
業務用	161	1.3%	136.4%	45	0.9%	127.5%	58	200.0%		313	0.9%	114.7%	166	1.3%	203.2%	135	125.0%
DVDビデオ	12,817	59.5%	86.0%	4,785	75.5%	81.5%	1,078	85.8%		33,068	59.6%	89.9%	12,581	74.3%	88.3%	2,800	89.1%
販売用	8,430	96.6%	103.7%	1,432	92.0%	102.5%	316	100.6%	増 減 17社 13社 その他 1社	21,447	95.8%	113.1%	3,906	89.9%	111.0%	737	103.5%
レンタル店用	283	3.2%	100.6%	122	7.8%	98.9%	16	47.1%		839	3.7%	87.2%	421	9.7%	111.0%	54	54.5%
業務用	12	0.1%	400.0%	3	0.2%	360.2%	0	－		96	0.4%	480.0%	19	0.4%	355.2%	0	－
ブルーレイ	8,725	40.5%	103.7%	1,557	24.5%	102.4%	332	95.4%		22,382	40.4%	112.3%	4,346	25.7%	111.3%	791	97.5%
合 計	21,542	100.0%	92.4%	6,342	100.0%	85.8%	1,410	87.9%		55,450	100.0%	97.7%	16,927	100.0%	93.3%	3,591	90.9%

◎今月の売上報告社数……31社(*前年同月の報告社数32社) 無回答社……3社 ◎売上金額の増減社数……前年同月との比較。その他とは増減なし、または前年同月の報告がない場合
◎DVDビデオおよびブルーレイの新作数の「業務用」には不明分を含む。また「レベニューシェアリング」用の作品数は新作数の合計値から除いている。

2015年4月度

(金額：百万円 数量：千枚)

	4 月 実 績								1 月 ～ 4 月 の 累 計								
	金 額	構成比	前年 同月比	数 量	構成比	前年 同月比	新作数	前年 同月比	売上金額の 増減社数	金 額	構成比	前年 同期比	数 量	構成比	前年 同期比	新作数	前年 同期比
販売用	7,260	66.9%	155.6%	2,162	48.4%	119.5%	389	85.7%	増 減 10社 19社 その他 3社	27,728	63.1%	103.5%	8,343	48.9%	88.1%	1,737	93.4%
レンタル店用	3,545	32.7%	82.7%	2,283	51.1%	120.4%	376	74.6%		15,832	36.0%	84.7%	8,517	49.9%	101.4%	1,693	79.4%
業務用	46	0.4%	76.7%	26	0.6%	99.8%	40	80.0%		359	0.8%	107.8%	191	1.1%	178.5%	175	110.8%
DVDビデオ	10,851	56.1%	120.4%	4,470	67.9%	119.9%	805	79.9%		43,919	58.7%	95.9%	17,052	72.5%	94.9%	3,605	86.9%
販売用	8,189	96.4%	160.0%	1,855	87.7%	179.3%	244	101.2%	増 減 14社 14社 その他 4社	29,636	96.0%	123.1%	5,760	89.1%	126.5%	981	102.9%
レンタル店用	283	3.3%	99.3%	255	12.0%	132.8%	31	103.3%		1,122	3.6%	89.9%	676	10.5%	118.3%	85	65.9%
業務用	21	0.2%	420.0%	7	0.3%	577.7%	0	—		117	0.4%	468.0%	26	0.4%	394.5%	0	—
ブルーレイ	8,493	43.9%	157.1%	2,116	32.1%	172.4%	275	101.5%		30,875	41.3%	121.8%	6,462	27.5%	125.9%	1,066	98.5%
合 計	19,344	100.0%	134.2%	6,586	100.0%	132.9%	1,080	84.4%		74,794	100.0%	105.1%	23,513	100.0%	101.8%	4,671	89.3%

◎今月の売上報告社数……32社（※前年同月の報告社数32社） 無回答社……2社 ◎売上金額の増減社数……前年同月との比較。その他とは増減なし、または前年同月の報告がない場合
◎DVDビデオおよびブルーレイの新作数の「業務用」には不明分を含む。また「レベニューシェアリング」用の作品数は新作数の合計値から除いている。

2015年度 若手・中堅社員合同研修会開催のお知らせ

社員研修委員会は、JVA全会員社の若手（30代前後）・中堅（40代前後）社員を対象とした研修会を実施します。4月に開催した新入社員合同研修会に続き、各社同世代社員が一堂に会して学んで頂く場としたいと考えています。

研修内容は、1.日本の映像ソフト市場規模と近年の市場動向・特徴について、2.米国のホームエンタテインメント市場、3.コンテンツ産業と著作権について（全て仮題）。また、講義後は協会理事による講演を計画しています。

なお、研修会後は懇親会を開催し会員社同士で親睦を深めて頂く予定。

● 2015年度若手社員合同研修会

日時：2015年8月6日（木）13時から17時

場所：日本映像ソフト協会会議室

● 2015年度中堅社員合同研修会

日時：2015年8月7日（金）13時から17時

場所：日本映像ソフト協会会議室

● 総合連絡委員会・研修委員会委員を通じてご案内する予定です。申込締切りは7月10日（金）。

本件に関するお問合せは、JVA事務局八十河（やそかわ）まで。

一般社団法人 日本映像ソフト協会

会員社名(五十音順) 2015年6月1日現在

■ 正会員(33 社)

アスミック・エース(株)
(株)アニプレックス
(株)アミューズ
ウォルト・ディズニー・ジャパン(株)
エイベックス・ピクチャーズ(株)
(株)エスピーオー
(株)NHK エンタープライズ
NBCユニバーサル・エンターテイメントジャパン(同)
(株)KADOKAWA
ギャガ(株)
キングレコード(株)
(株)JVC ケンウッド・ピクチャーエンタテインメント
(株)小学館
(株)ショウゲート
松竹(株)
(株)ソニー・ピクチャーズエンタテインメント
(株)ソニー・ミュージックエンタテインメント
(株)第一興商
TCエンタテインメント(株)
東映ビデオ(株)
東宝(株)
東宝東和(株)
(株)東北新社
20世紀フォックス
ホームエンターテイメントジャパン(株)
日活(株)
(株)バップ
(株)ハピネット
パラマウント ジャパン(同)
バンダイビジュアル(株)
(株)ポニーキャニオン
ユニバーサルミュージック(同)
(株)よしもとアール・アンド・シー
ワーナーエンターテイメントジャパン(株)

■ 協賛会員(19 社)

(株)一丸堂印刷所
(株)IMAGICA
エイベックス・ミュージック・クリエイティヴ(株)
カルチュア・エンタテインメント(株)
(株)キュー・テック
(株)金羊社
(株)ケンメディア
(株)ジャパン・ディストリビューション
システム
(株)星光堂
ソニー PCL (株)
大日本印刷(株)
東芝デジタルフロンティア(株)
東洋レコーディング(株)
(株)徳間ジャパンコミュニケーションズ
日本出版販売(株)
日本レコードセンター(株)
(株)富士フィルムメディアクレスト
(株)ムービーマネジメントカンパニー
メモリーテック(株)